

いつでも
どなたでも
加入できます

一般

年会費

900円

中学生以下 500円

※令和2年4月1日現在で中学生以下の方
途中加入の場合9月30日以降半額

最高 見舞金

死亡

100万円

死亡見舞金……100万円
傷害見舞金…2~30万円
身障見舞金……50万円

共済期間

令和2年4月1日~
令和3年3月31日

※令和2年4月1日以降加入の
場合は、申込日の翌日から
令和3年3月31日
まで

2月1日より
令和2年度の加入受付開始 3日目から!

令和2年度

県民交通災害共済

県内全市町村で運営する助け合いの制度



交通事故で死傷した方に
見舞金を
お支払いします
通院(入院)

加入の手続きはお早めに

見舞金一覧

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	100万円
2	治療実日数181日以上の傷害	30万円
3	治療実日数151日以上の傷害	25万円
4	治療実日数121日以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91日以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61日以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41日以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21日以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8日以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者1級・2級該当	50万円

※治療実日数とは、入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数をいいます。

※共済見舞金は、その災害の等級に応じて給付します。

※身障見舞金は、共済見舞金の給付を受けた会員がその交通事故が原因で、身体障害者障害程度等級表1級又は2級の障害を残すことになった場合に給付します。

【平成30年度共済事業の状況】

加入者数	145,941人
見舞金給付件数	1,382件
見舞金給付金額	125,040千円

お申込み・お問合せは、居住地の市役所・町村役場へ

【お問合せ】

かすみがうら市 市民部

生活環境課

Tel : 029-897-1111, 0299-59-2111

【お申込み】

・千代田庁舎 市民課

・中央出張所

・霞ヶ浦庁舎 生活環境課

詳しくは裏面をご覧ください。

